

「事務所衛生基準規則の一部を改正する省令案に関する意見募集について」
に対して寄せられた御意見等について

令和4年3月1日
厚生労働省労働基準局
安全衛生部労働衛生課

標記について、令和3年12月27日から令和4年1月25日までの間、ホームページを通じて意見を募集したところ、計4件の御意見をいただきました。お寄せいただいた御意見等の要旨とそれに対する厚生労働省の考え方については、次のとおりです。

今回、御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

番号	御意見等の要旨	御意見等に対する考え方
1	本改正に賛成である。 より適切な労働環境になると思われた。	適正な制度の運用に努めてまいります。
2	17℃から18℃の変更は軽微に見えるが、事業所においてはマニュアル等規定基準類の変更、機器等の設定変更、および社員への再度の周知教育などといった負担が非常に重い。今回の変更について、医学研究などで裏付けされたデータ（18℃からとすることにより、労働者の作業環境改善効果が顕著に見られる、など）が無ければ、変更は不要と考える。 併せて、本項目は努力義務と認識しているが、事業者にとっては実質強制である。気温の範囲は湿度・季節・場所（東北と沖縄でも異なる）などの影響とセットで無いと、職場環境の改善効果は小さいと考える。また、こうした努力義務が企業の管理コストの増加を招き、同様の義務を課せられていない海外に事業を移転する懸念もある。 本改正について、海外の法律・事例も確認の上、メリットとデメリットを信頼できるデータに基づいて改めて評価検討いただき、顕著な効果が確認できない場合は、努力義務から外し推奨項目として紹介する、といった対応も検討いただきたい。	今回の改正は、世界保健機関（World Health Organization, WHO）の勧告（※）及び令和3年12月24日に建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令が公布され、建築物における温度の基準が見直されたことを踏まえ、改正することとしています。 今回の改正条項である事務所衛生基準規則第5条第3項は、労働者を常時就業させる室（以下「室」という。）の気温及び相対湿度の努力目標値を定めたものであり、個々の室の気温及び相対湿度については、御指摘のとおり、季節、作業状態等を勘案して適切な範囲を定めて調整することが必要です。 厚生労働省としても、制度が適正に運用されるよう、周知、指導等を行ってまいります。 ※ 世界保健機関が平成30年に策定したガイドライン「WHO Housing and health guidelines」では、冬期の高齢者における血圧上昇に対する影響等を考慮し、低温側の室内温度を18度以上とすることが勧告されています。
3	空気調和設備を設けていない場合の、事務所の室の温度基準に関する規定はあるか。	空気調和設備が設けられているか否かにかかわらず、事務所については、事務所衛生基準規則第4条第1項において、室の温度が10℃以下の場合には、暖房する等適当な温度調節の措置を講じなければならないこと、同条第2項において、室を冷房する場合は、当該室の気温を外気

		<p>温より著しく低くしてはならないこととしています。</p> <p>今回の改正は、空気調和設備を設けている事務所の室の気温に係るものですが、空気調和設備を設けていない場合であっても、事務所における室の気温は18度以上28度以下にすることが望まれます。</p> <p>厚生労働省としても、改正内容のみならず、空気調和設備を設けていない場合であっても、事務所における室の気温は18度以上28度以下にすることが望ましい点についても周知等を行ってまいります。</p>
4	<p>改正後、混乱なく円滑に運用されるように具体の管理法の周知等に御留意いただきたい。</p> <p>具体的には「事務所衛生基準規則の改正（温度）」がされた場合、事業者が円滑に判断できるように、衛生基準適合判断が明確となるように御留意いただきたい。</p> <p>現状として、事務所衛生基準規則第5条第1項にて「空気調和設備（空気の浄化、温度、湿度、流量の調節が可能な設備）」、「機械換気設備（空気の浄化、流量の調節が可能な設備）」に分類し衛生基準を適用する規定となっているが、加湿機能がない場合は「機械換気設備」に分類され、温度調節機能がある場合も温度基準は非適用となる。</p>	<p>御指摘のとおり、事務所衛生基準規則第5条第3項の温度の規定は、空気調和設備を設けている場合に適用されるものであり、機械換気設備を設けている場合には適用されません。</p> <p>ただし、空気調和設備を設けていない場合であっても、事務所における室の気温は18度以上28度以下にすることが望まれます。</p> <p>厚生労働省としても、改正内容のみならず、空気調和設備を設けていない場合であっても、事務所における室の気温は18度以上28度以下にすることが望ましい点についても周知等を行ってまいります。</p>